



長崎労働局発表

平成23年11月25日

厚生労働省長崎労働局
職業安定部職業対策課

課長 谷村 雅博
地方障害者雇用担当官 木村 真二

長崎市万才町7-1

電話095-801-0042(内線437)

平成23年度 障害者雇用状況の集計結果

(平成23年6月1日現在)

厚生労働省長崎労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成23年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は1.8%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

長崎県における民間企業の障害者実雇用率は2.04%

(全国の民間企業の実雇用率は1.65%、長崎県の実雇用率は全国で5番目)

[集計結果の主なポイント]

民間企業

対象企業は、前年に比べ9.1%(63社)増加し757社となった。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数は、前年に比べ12.5%(12,847.5人)増加し、115,228.5人となった。

雇用されている障害者の数（注）は、前年に比べ10.2%（216.5人）増加し、2,349.0人となった。

実雇用率は、前年に比べ0.04ポイント低下し、2.04%となった。

全国の実雇用率は1.65%で、本県は、山口県(2.24%)、福井県(2.19%)、佐賀県(2.16%)、奈良県(2.08%)に次ぎ、上位5番目となった。（前年も第5位）

法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べ1.6ポイント低下し、58.1%となった。

法定雇用率を達成していない企業（317社）のうち、67.2%（213社）が障害者を1人も雇用していない等、改善を要する点も多い状況となっている。

地方公共団体

特別地方公共団体を含む県等の機関全体の実雇用率は、前年と比べ0.01%ポイント上昇し、2.07%となった。

市町の機関全体の実雇用率は、前年と比べ0.08ポイント低下し、2.09%となった。

法定雇用率2.0%が適用される教育委員会は、実雇用率が前年と比べ0.01ポイント上昇し、2.03%となった。

雇用率を達成していない機関は、前年より3機関増加し、県等及び市町の機関が8機関となった。

《雇用率を達成していない機関のうち、公表日までの間に雇用率を達成した3機関については、詳細表4(3)欄外（注）に表示》

（注）雇用されている障害者の数については、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等 P7～P9 参照）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

1. 民間企業における雇用状況（長崎県に本社のある民間企業）

雇用されている障害者の数は2,349.0人で、実雇用率は2.04%となった。

民間企業（56人以上規模の企業・法定雇用率1.8%）において雇用されている障害者の数は2,349.0人で、前年より10.2%（216.5人）増加した。

このうち身体障害者は1,624.5人、知的障害者は667.0人、精神障害者は57.5人であった。

《仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、2,281.5人となり、前年より7.0%（149人）増加となる》

実雇用率は2.04%（前年は2.08%）、法定雇用率達成企業の割合は58.1%（前年は59.7%）であった。

これは、雇用労働者数の増加に加え、平成22年7月の法改正により短時間労働者の算入・除外率の10%引き下げがなされ、雇用率の対象となる常用労働者が増加したことに起因する。

《仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.19%程度となるものと推計される》

なお、対象企業数は757社（前年は694社）で、前年より63社増加した。
（総括表1、詳細表1(1)）

企業規模別の実雇用率は、500～1000人未満規模企業が最も高く、2.94%となった。

雇用されている障害者の数を企業規模別にみると、56～100人未満規模の企業、100～300人未満規模の企業、500～1000人未満規模の企業、1000人以上規模の企業で、前年より増加した。

実雇用率は、民間企業の法定雇用率（1.80%）と比較すると、300～500人未満規模の企業（1.71%）で下回ったが、56～100人未満規模の企業（1.99%）、

100～300人未満規模の企業(2.01%)、500～1000人未満規模の企業(2.94%)ではそれぞれ上回り、1,000人以上規模の企業(1.80%)では、同率であった。

また、法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模の企業、500～1000人未満規模の企業で前年より上昇した。

(詳細表1(2))

産業別の実雇用率は、その他の産業(2.95%)を除くと製造業(2.83%)が最も高く、医療・福祉(2.40%)、運輸業・郵便業(2.16%)とともに、民間企業全体の実雇用率(2.04%)を上回った。

雇用されている障害者の数を産業別で見ると、建設業、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、学術研究・専門・技術サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業、その他の産業で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業の法定雇用率(1.80%)と比較すると、その他の産業(2.95%)、製造業(2.83%)、医療・福祉(2.40%)、運輸業・郵便業(2.16%)、サービス業(2.02%)ではそれぞれ上回ったが、金融業、保険業(1.71%)、教育・学習支援業(1.70%)、生活関連サービス業・娯楽業(1.58%)、学術研究・専門・技術サービス業(1.58%)、建設業(1.43%)、複合サービス業(1.37%)、卸売業・小売業(1.30%)、宿泊業・飲食サービス業(1.27%)、情報通信業(0.89%)、不動産業・物品賃貸業(0.00%)でそれぞれ下回った。(詳細表1(3))

未達成企業のうち、障害者を一人も採用していない企業は、全体の67.2%であった。

法定雇用率未達成企業(317社)のうち、不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業・244社)が77.0%と全体の約8割弱を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業・213社)は、法定雇用率未達成企業全体の67.2%となっている。(詳細表1(5))

2 . 地方公共団体における在職状況

実雇用率は、県等の機関全体は2.07%、市町の機関全体では2.09%となり、法定雇用率2.0%が適用される教育委員会は2.03%で前年を上回った。

(1) 県等の機関

県等（特別地方公共団体を含む）の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は123.0人で、前年より12.0人増加し実雇用率は2.07%となり、前年を上回った。（前年は2.06%）

（総括表2(1)、詳細表2(1)）

《仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.29%程度となるものと推計される》

(2) 市町の機関

市町の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数は270.5人で、前年から1.0人増加したが、算定の基礎となる職員数が増加したことにより、実雇用率は2.09%となり、前年を下回った。（前年は2.17%）

（総括表2(2)、詳細表2(2)）

《仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.15%程度となるものと推計される》

(3) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される教育委員会（県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する一定の市町村の教育委員会）に在職している障害者の数は192.0人で、前年より2.0人減少した。実雇用率は2.03%で、前年(2.02%)を上回った。

（総括表2(3)、詳細表2(3)）

《仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとしても2.03%程度となるものと推計される》

3 . 特殊法人（地方独立行政法人）における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は7.0人で、前年より1.0人増加した。実雇用率は1.89%で、前年（1.90%）を下回った。

（総括表3、詳細表3）

《仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.24%程度となるものと推計される》

法定雇用率とは

民間企業、特殊法人、国・地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	・	一般の民間企業 （常用労働者数 5 6 人以上規模の企業）	1.8%
		特殊法人 （常用労働者数 4 8 人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人）	2.1%
国・地方公共団体		（常用職員数 4 8 人以上規模の機関）	2.1%
都道府県等の教育委員会		（常用職員数 5 0 人以上規模の機関である 都道府県の教育委員会及び厚生労働大臣が 指定する一定の市町村の教育委員会）	2.0%

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 2 0 時間以上 3 0 時間未満の労働者）については、1 人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5 人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

今回の改正点

障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5}$$

$$\text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）}^{**} = (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%$$

今回の改正点

「労働者」には短時間労働者は含まれていない

小数点以下は切捨て

除外率制度について

民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

民間企業における除外率の改正状況

各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業 海運中立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業 船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業 砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物電送取扱業(集配利用電送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物電送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾電送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客電送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶の航行等の事業	90%	80%

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

各表の数値の下欄は平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	達成割合
一般の民間企業	115,228.5人	2,349.0 人	2.04%	440/757	58.1%
	(102,381.0人)	(2,132.5 人)	(2.08%)	(414 / 694)	(59.7%)

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県等の機関(法定雇用率2.1%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成機関数	達成割合
県等の機関	5,948.5人	123.0 人	2.07%	3/4	75.0%
	(5,379.0人)	(111.0 人)	(2.06%)	(3 / 4)	(75.0%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.1%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成機関数	達成割合
市町の機関	12,967.0人	270.5 人	2.09%	26/33	78.8%
	(12,413.0人)	(269.5 人)	(2.17%)	(29 / 33)	(87.9%)

(3) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成機関数	達成割合
教育委員会	9,471.0人	192.0 人	2.03%	2/2	100.0%
	(9,587.0人)	(194.0 人)	(2.02%)	(2 / 2)	(100.0%)

3. 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成法人数	達成割合
地方独立行政法人	369.5人	7.0 人	1.89%	2/2	100.0%
	(315.0人)	(6.0 人)	(1.90%)	(1 / 2)	(50.0%)

- 注 1. 1及び3の各表の 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2. 2の各表の 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
3. 各表の 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
4. 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
5. ()内は、平成22年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
6. 県等の機関には、特別地方公共団体(地方公共団体の組合)を含むものである。
7. 市町の機関には、市町の教育委員会（法定雇用率2.0%が適用される教育委員会を除く）を含むものである。
8. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）	
(1)	概況	13
(2)	企業規模別の雇用状況	14
(3)	産業別の雇用状況	15
(4)	民間企業における雇用状況の推移(グラフ)	17
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	19
2	地方公共団体における在職状況	
(1)	県等の機関（法定雇用率2.1%）	20
(2)	市町の機関（法定雇用率2.1%）	21
(3)	法定雇用率2.0%が適用される教育委員会（法定雇用率2.0%）	22
3	地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）	23
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	県の機関の状況	24
(2)	特別地方公共団体(地方公共団体の組合)の状況	24
(3)	市町の機関の状況	24
(4)	法定雇用率2.0%が適用される教育委員会の状況	25
(5)	地方独立行政法人の状況	25

< 詳細表 >

1. 民間企業における雇用状況 (法定雇用率1.8%)

各表の数値の下欄は平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(1) 概況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分	実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率 達成企業の数	法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者						
一般の民間企業(1.8%)	企業 757 (694)	人 115,228.5 (102,381.0)	人 537 (481)	人 70 (45)	人 1,121 (1,116)	人 168 (19)	人 2,349.0 (2,132.5)	人 200.0 (180.5)	% 2.04 (2.08)	企業 440 (414)	% 58.1 (59.7)	

- 注1. 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5. ()内は平成22年6月1日現在の数値である。()内のD欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
一般の民間企業(1.8%)	人 2,349.0 (2,132.5)	人 389 (348)	人 45 (32)	人 769 (722)	人 65 (0)	人 1,624.5 (1,450.0)	人 131.0 (104.0)	人 148 (133)	人 25 (13)	人 311 (357)	人 70 (0)	人 667.0 (636.0)	人 58.0 (67.0)	人 41 (37)	人 33 (19)	人 57.5 (46.5)	人 11.0 (9.5)

- 注1. 欄の「障害者の数」とは e欄の計である。
2. a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
3. d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
4. のac欄及び のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 のb欄及び のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
5. f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6. ()内は平成22年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

各表の数値の下欄は平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に

概況											
区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 757	人 115,228.5	人 537	人 70	人 1,121	人 168	人 2,349.0	人 200.0	% 2.04	企業 440	% 58.1
	(694)	(102,381.0)	(481)	(45)	(1,116)	(19)	(2,132.5)	(180.5)	(2.08)	(414)	(59.7)
56～100人未満	350	25,674.5	108	15	263	33	510.5	55.0	1.99	185	52.9
	(307)	(22,512.0)	(94)	(13)	(248)	(5)	(451.5)	(34.0)	(2.01)	(161)	(52.4)
100～300人未満	321	46,555.5	194	31	477	78	935.0	61.0	2.01	207	64.5
	(308)	(43,121.0)	(181)	(20)	(502)	(10)	(889.0)	(80.0)	(2.06)	(204)	(66.2)
300～500人未満	56	18,710.5	69	12	159	23	320.5	27.0	1.71	27	48.2
	(52)	(16,813.0)	(107)	(9)	(193)	(3)	(417.5)	(35.5)	(2.48)	(30)	(57.7)
500～1,000人未満	22	12,785.0	108	8	142	19	375.5	21.0	2.94	17	77.3
	(22)	(12,547.0)	(62)	(3)	(121)	(1)	(248.5)	(27.0)	(1.98)	(16)	(72.7)
1,000人以上	8	11,503.0	58	4	80	15	207.5	36.0	1.80	4	50.0
	(5)	(7,388.0)	(37)	(0)	(52)	(0)	(126.0)	(4.0)	(1.71)	(3)	(60.0)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 2,349.0	人 389	人 45	人 769	人 65	人 1,624.5	人 131.0	人 148	人 25	人 311	人 70.0	人 667.0	人 58.0	人 41	人 33	人 57.5	人 11.0
	(2,132.5)	(348)	(32)	(722)	(0)	(1,450.0)	(104.0)	(133)	(13)	(357)	(0)	(636)	(67.0)	(37)	(19)	(46.5)	(9.5)
56～100人未満	510.5	73	7	160	9	317.5	24.5	35	8	96	18.0	183.0	25.5	7	6	10.0	5.0
	(451.5)	(66)	(8)	(121)	(0)	(261.0)	(9.0)	(28)	(5)	(121)	(0)	(182.0)	(24.0)	(6)	(5)	(8.5)	(1.0)
100～300人未満	935.0	139	22	351	25	663.5	46.0	55	9	102	32.0	237.0	11.5	24	21	34.5	3.5
	(889.0)	(128)	(14)	(350)	(0)	(620.0)	(44.0)	(53)	(6)	(129)	(0)	(241.0)	(31.0)	(23)	(10)	(28.0)	(5.0)
300～500人未満	320.5	65	9	110	8	253.0	22.5	4	3	44	12.0	61.0	3.5	5	3	6.5	1.0
	(417.5)	(59)	(8)	(114)	(0)	(240.0)	(22.0)	(48)	(1)	(73)	(0)	(170.0)	(10.0)	(6)	(3)	(7.5)	(3.5)
500～1,000人未満	375.5	59	5	88	10	216.0	6.5	49	3	50	6.0	154.0	13.0	4	3	5.5	1.5
	(248.5)	(60)	(2)	(95)	(0)	(217.0)	(25.0)	(2)	(1)	(25)	(0)	(30.0)	(2.0)	(1)	(1)	(1.5)	(0.0)
1,000人以上	207.5	53	2	60	13	174.5	31.5	5	2	19	2.0	32.0	4.5	1	0	1.0	0.0
	(126.0)	(35)	(0)	(42)	(0)	(112.0)	(4.0)	(2)	(0)	(9)	(0)	(13.0)	(0.0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)

注 1(1) の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況
概況

各表の数値の下欄は平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正
(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 757 (694)	人 115,228.5 (102,381.0)	人 537 (481)	人 70 (45)	人 1,121 (1,116)	人 168 (19)	人 2,349.0 (2,132.5)	人 200.0 (180.5)	% 2.04 (2.08)	企業 440 (414)	% 58.1 (59.7)
建設業	23 (18)	2,663.5 (2,048.0)	10 (7)	0 (0)	18 (13)	0 (0)	38.0 (27.0)	5.0 (3.0)	1.43 (1.32)	13 (10)	56.5 (55.6)
製造業	142 (135)	21,533.5 (19,810.0)	157 (136)	11 (0)	274 (281)	20 (0)	609.0 (553.0)	26.5 (39.0)	2.83 (2.79)	103 (92)	72.5 (68.1)
情報通信業	18 (18)	2,023.0 (1,990.0)	5 (3)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	18.0 (14.0)	3.0 (3.0)	0.89 (0.70)	6 (4)	33.3 (22.2)
運輸業、郵便業	47 (41)	6,195.5 (5,417.0)	29 (27)	0 (0)	75 (60)	2 (0)	134.0 (114.0)	10.5 (5.0)	2.16 (2.10)	28 (23)	59.6 (56.1)
卸売業、小売業	115 (107)	18,398.5 (15,667.0)	43 (38)	8 (3)	134 (137)	24 (1)	240.0 (216.5)	15.0 (13.5)	1.30 (1.38)	52 (48)	45.2 (44.9)
金融業、保険業	10 (10)	5,192.5 (4,954.0)	26 (22)	2 (0)	34 (33)	2 (0)	89.0 (77.0)	14.5 (0.0)	1.71 (1.55)	6 (5)	60.0 (50.0)
不動産業、物品賃貸業	3 (3)	232.0 (241.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
学術研究、専門・技術サービス業	20 (17)	3,000.5 (2,491.0)	13 (10)	4 (2)	15 (19)	5 (0)	47.5 (41.0)	0.0 (2.0)	1.58 (1.65)	10 (8)	50.0 (47.1)
宿泊業、飲食サービス業	32 (38)	3,507.5 (4,788.0)	6 (11)	3 (9)	23 (32)	13 (5)	44.5 (65.5)	9.5 (7.5)	1.27 (1.37)	13 (19)	40.6 (50.0)
生活関連サービス業、娯楽業	30 (28)	4,620.0 (4,546.0)	16 (18)	0 (3)	40 (40)	2 (1)	73.0 (79.5)	19.5 (16.0)	1.58 (1.75)	9 (11)	30.0 (39.3)
教育・学習支援業	22 (17)	2,239.5 (1,799.0)	13 (11)	0 (0)	12 (10)	0 (0)	38.0 (32.0)	1.0 (0.0)	1.70 (1.78)	12 (10)	54.5 (58.8)
医療・福祉	220 (195)	32,589.0 (26,615.0)	167 (154)	39 (23)	364 (356)	92 (12)	783.0 (693.0)	86.5 (76.5)	2.40 (2.60)	142 (142)	64.5 (72.8)
複合サービス業	15 (16)	5,744.5 (5,559.0)	17 (18)	1 (1)	41 (56)	5 (0)	78.5 (93.0)	1.0 (4.0)	1.37 (1.67)	5 (9)	33.3 (56.3)
サービス業	50 (45)	6,304.5 (5,782.0)	27 (25)	1 (3)	71 (64)	3 (0)	127.5 (117.0)	8.0 (11.0)	2.02 (2.02)	32 (29)	64.0 (64.4)
その他の産業	10 (6)	984.5 (674.0)	8 (1)	1 (1)	12 (7)	0 (0)	29.0 (10.0)	0.0 (0.0)	2.95 (1.48)	9 (4)	90.0 (66.7)

注 1(1) の表と同じ

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」分類不能の産業が含まれます。

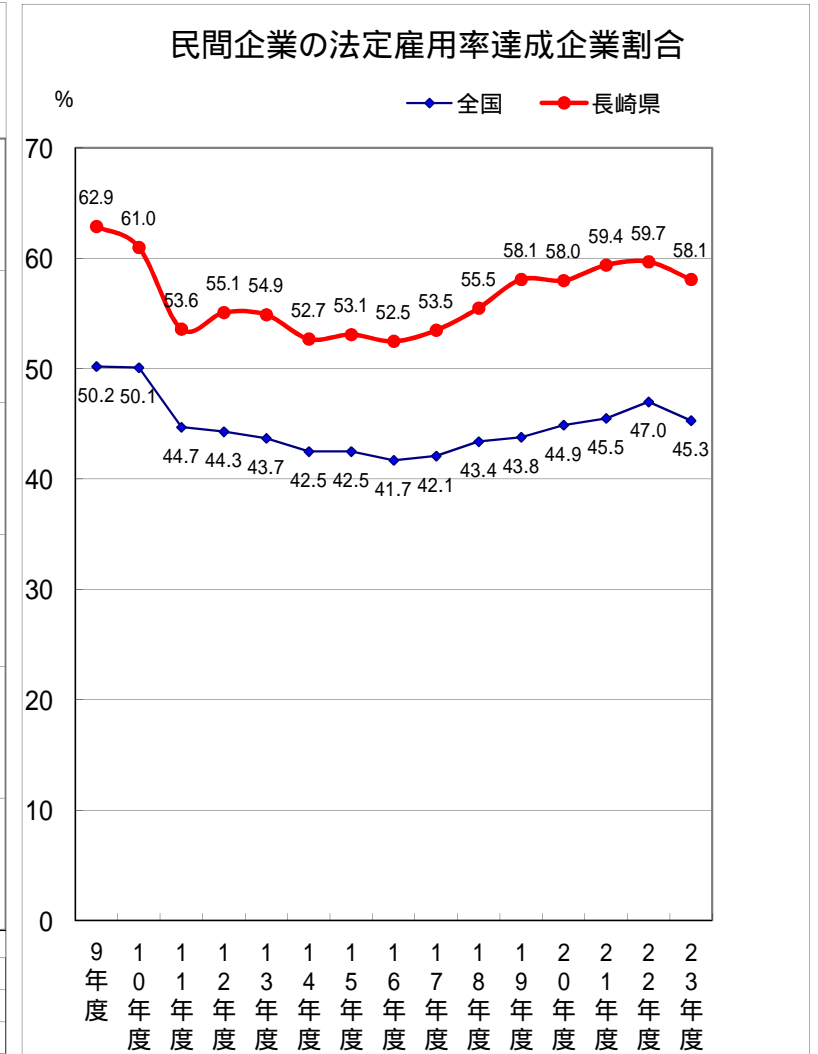
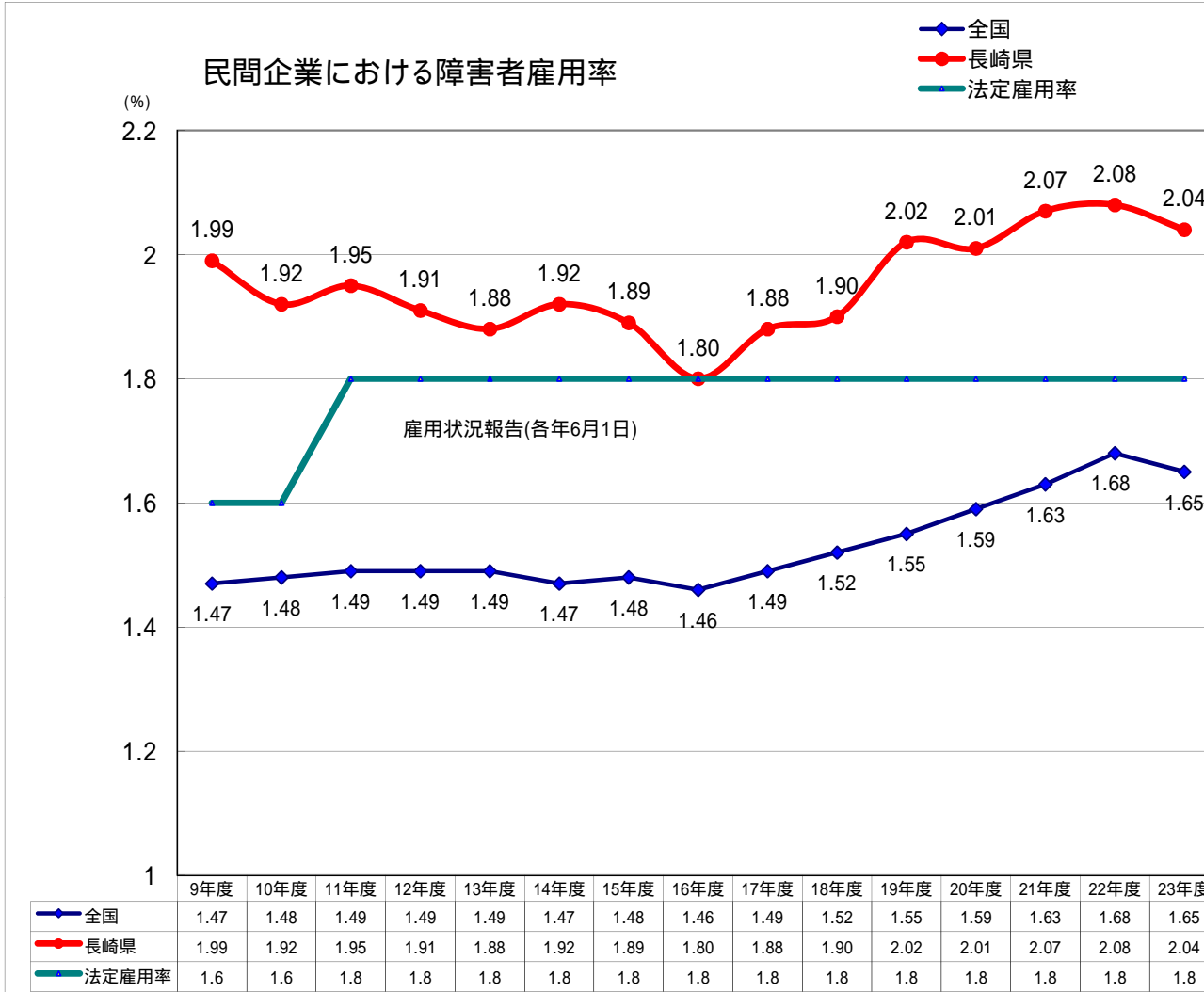
障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	人 2,349.0 (2,132.5)	人 389 (348)	人 45 (32)	人 769 (722)	人 65 (0)	人 1,624.5 (1,450)	人 131.0 (104)	人 148 (133)	人 25 (13)	人 311 (357)	人 70 (0)	人 667.0 (636)	人 58.0 (67)	人 41 (37)	人 33 (19)	人 57.5 (46.5)	人 11.0 (9.5)
建設業	38.0 (27.0)	9 (6)	0 (0)	17 (13)	0 (0)	35.0 (25.0)	5.0 (3.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0.0 (0.0)
製造業	609.0 (553.0)	94 (80)	6 (0)	169 (156)	10 (0)	368.0 (316.0)	22.0 (27.0)	63 (56)	5 (0)	101 (121)	10 (0)	237.0 (233.0)	3.5 (11.0)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	1.0 (1.0)
情報通信業	18.0 (14.0)	5 (3)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	18.0 (14.0)	3.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
運輸業、郵便業	134.0 (114.0)	28 (26)	0 (0)	73 (58)	1 (0)	129.5 (110.0)	10.5 (5.0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	3.5 (3.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)
卸売業、小売業	240.0 (216.5)	36 (32)	4 (2)	96 (97)	16 (0)	180.0 (163.0)	11.5 (6.0)	7 (6)	4 (1)	27 (33)	5 (0)	47.5 (46.0)	3.5 (6.0)	11 (7)	3 (1)	12.5 (7.5)	0.0 (1.5)
金融業、保険業	89.0 (77.0)	26 (22)	2 (0)	34 (33)	2 (0)	89.0 (77.0)	14.5 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
不動産業、物品賃貸業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
学術研究、専門・技術サービス業	47.5 (41.0)	13 (10)	4 (2)	15 (18)	0 (0)	45.0 (40.0)	0.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (1)	3 (0)	1.5 (1.0)	0.0 (0.0)
宿泊業、飲食サービス業	44.5 (65.5)	5 (8)	2 (5)	11 (16)	5 (0)	25.5 (37.0)	8.0 (3.0)	1 (3)	1 (4)	12 (16)	5 (0)	17.5 (26.0)	1.0 (3.0)	0 (0)	3 (5)	1.5 (2.5)	0.5 (1.5)
生活関連サービス業、娯楽業	73.0 (79.5)	12 (13)	0 (3)	18 (17)	1 (0)	42.5 (46.0)	5.0 (4.0)	4 (5)	0 (0)	19 (20)	1 (0)	27.5 (30.0)	11.5 (9.0)	3 (3)	0 (1)	3.0 (3.5)	3.0 (3.0)
教育・学習支援業	38.0 (32.0)	13 (11)	0 (0)	12 (10)	0 (0)	38.0 (32.0)	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
医療・福祉	783.0 (693.0)	108 (100)	24 (16)	208 (197)	25 (0)	460.5 (413.0)	43.5 (40.0)	59 (54)	15 (7)	137 (140)	43 (0)	291.5 (255.0)	36.5 (34.0)	19 (19)	24 (12)	31.0 (25.0)	6.5 (2.5)
複合サービス事業	78.5 (93.0)	14 (14)	1 (0)	35 (38)	4 (0)	66.0 (66.0)	1.0 (3.0)	3 (4)	0 (1)	6 (18)	1 (0)	12.5 (27.0)	0.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
サービス業	127.5 (117.0)	25 (22)	1 (3)	64 (55)	1 (0)	115.5 (102.0)	6.0 (8.0)	2 (3)	0 (0)	6 (7)	2 (0)	11.0 (13.0)	2.0 (3.0)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	0.0 (0.0)
その他の産業	29.0 (10.0)	1 (1)	1 (1)	9 (6)	0 (0)	12.0 (9.0)	0.0 (0.0)	7 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	16.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0.0 (0.0)

1(1) の表と同じ

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれます。

(4) 一般の民間企業における雇用状況の推移

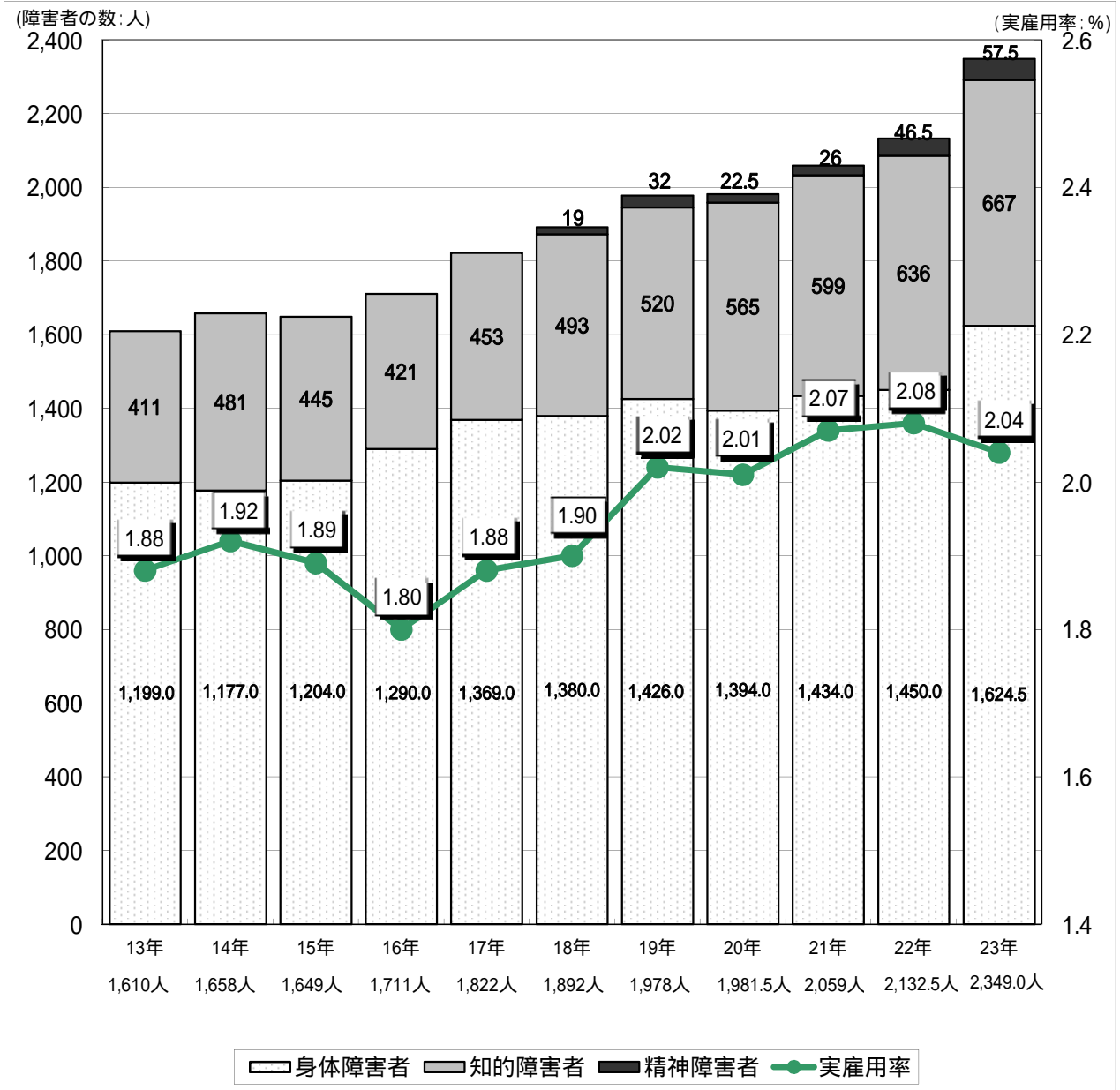


注：平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

(精神は平成18年度より)



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者
(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
知的障害者である短時間労働者
(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

注3：平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(5)障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	法定雇用率 未達成企業数	不 足 数					障害者の数が 0人の企業数
		1人	2人	3人	4人	5人以上	
規模計	317 (100.0%)	244 (77.0%)	48 (15.1%)	19 (6.0%)	4 (1.3%)	2 (0.6%)	213 (67.2%)
56～100人未満	165 (100.0%)	165 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	155 (93.9%)
100～300人未満	114 (100.0%)	65 (57.0%)	38 (33.3%)	10 (8.8%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	58 (50.9%)
300～500人未満	29 (100.0%)	11 (37.9%)	7 (24.1%)	9 (31.0%)	2 (7.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1,000人未満	5 (100.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	4 (100.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. 欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数です。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県等の機関 (法定雇用率2.1%)

各表の数値の下欄は平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
県等の機関	4	5,948.5	21	5	73	6	123.0	15.5	2.07	3	75.0
	(4)	(5,379.0)	(23)	(2)	(63)	(0)	(111.0)	(6.0)	(2.06)	(3)	(75.0)

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。()内のD欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 長崎県病院企業団は、県の機関ではなく、地方自治法第1条の3第B項によるところの特別地方公共団体(地方公共団体の組合)である。

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
県等の機関	123.0	21	5	71	6	121.0	14.5	0	0	0	0	0.0	0.0	2	0	2.0	1.0
	(111.0)	(23)	(2)	(62)	(0)	(110.0)	(6.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)

- 注1. 欄の「障害者の数」とは e欄の計である。
2. a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
3. d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
4. a,c欄及び b,c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 d欄及び d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
5. f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6. ()内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)市町の機関 (法定雇用率2.1%)

各表の数値の下欄は平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
市町の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	33	12,967.0	59	5	143	9	270.5	18.5	2.09	26	78.8
	(33)	(12,413.0)	(59)	(3)	(148)	(1)	(269.5)	(8.5)	(2.17)	(29)	(87.9)

注 2(1) の表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	
市町の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	270.5	59	5	138	8	265.0	17.5	0	0	0	1	0.5	0.0	5	0	5.0	1.0	
	(269.5)	(59)	(3)	(145)	(0)	(266.0)	(8.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(3)	(1)	(3.5)	(0.5)	

注 2(1) の表と同じ

(3)法定雇用率2.0%が適用される教育委員会（法定雇用率2.0%）

各表の数値の下欄は平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
教育委員会	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2	9,471.0	44	0	104	0	192.0	2.0	2.03	2	100.0
	(2)	(9,587.0)	(42)	(0)	(110)	(0)	(194.0)	(3.0)	(2.02)	(2)	(100.0)

注 2(1) の表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
教育委員会	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	192.0	44	0	103	0	191.0	2.0	0	0	0	0	0.0	0.0	1	0	1.0	0.0
	(194.0)	(42)	(0)	(110)	(0)	(194.0)	(3.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

注 2(1) の表と同じ

3. 地方独立行政法人における雇用状況 (法定雇用率2.1%)

各表の数値の下欄は平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

概況

区分	法人数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	実雇用率 E÷ ×100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計						
地方独立行政法人	法人 2	人 369.5	人 1	人 0	人 5	人 0	人 7.0	人 0.0	% 1.89	企業 2	% 100.0		
	(2)	(315.0)	(1)	(0)	(4)	(0)	(6.0)	(2.0)	(1.90)	(1)	(50.0)		

注 1(1) の表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	
地方独立行政法人	人 7.0	人 0	人 0	人 3	人 0	人 3.0	人 0.0	人 1	人 0	人 2	人 0	人 4.0	人 0.0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0
	(6.0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(0.0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(4.0)	(2.0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

注 1(1) の表と同じ

「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

機関名	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合 計	4,869.5	106.0	2.18	0.0	
長崎県知事部局	4,174.5	91.5	2.19	0.0	
長崎県交通局	173.0	3.0	1.73	0.0	
長崎県警察本部	522.0	11.5	2.20	0.0	

- 注 1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から 欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 特別地方公共団体(地方公共団体の組合)の状況 (法定雇用率2.1%)

機関名	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
長崎県病院企業団	1,079.0	17.0	1.58	5.0	

注 特別地方公共団体とは、地方自治法第1条の3により規定されている地方公共団体である。

(3) 市町の機関の状況(法定雇用率2.1%)

機関名	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合 計	12,967.0	270.5	2.09	9.0	
長崎市	2,658.5	54.0	2.03	1.0	(注8)
佐世保市	1,748.0	35.0	2.00	1.0	(注4)(注6)
島原市	484.5	11.0	2.27	0.0	(注4)
諫早市	848.5	18.0	2.12	0.0	
大村市	653.5	19.0	2.91	0.0	
平戸市	428.0	8.0	1.87	0.0	
松浦市	358.0	11.5	3.21	0.0	
対馬市	496.0	10.0	2.02	0.0	
壱岐市	471.5	7.0	1.48	2.0	(注7)
五島市	492.5	9.0	1.83	1.0	
西海市	267.0	4.0	1.50	1.0	(注4)
雲仙市	263.0	10.0	3.80	0.0	
南島原市	395.0	7.0	1.77	1.0	(注4)
長与町	222.0	4.0	1.80	0.0	
時津町	171.0	5.0	2.92	0.0	
東彼杵町	88.0	1.0	1.14	0.0	
川棚町	113.0	2.0	1.77	0.0	
波佐見町	87.0	1.0	1.15	0.0	
小値賀町	91.0	1.0	1.10	0.0	
佐々町	100.0	3.0	3.00	0.0	
新上五島町	416.0	9.0	2.16	0.0	
長崎市上下水道局	329.0	7.0	2.13	0.0	
長崎市病院局	366.0	5.0	1.37	2.0	
佐世保市水道局	230.0	5.0	2.17	0.0	
佐世保市交通局	110.0	2.0	1.82	0.0	
佐世保市総合病院	362.0	7.0	1.93	0.0	
大村市水道局	60.0	2.0	3.33	0.0	
諫早市教育委員会	200.0	5.0	2.50	0.0	
大村市教育委員会	96.0	2.0	2.08	0.0	
平戸市教育委員会	73.0	1.0	1.37	0.0	
松浦市教育委員会	109.5	2.0	1.83	0.0	
対馬市教育委員会	80.0	1.0	1.25	0.0	
五島市教育委員会	99.5	2.0	2.01	0.0	

- 注 1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 市町の機関において、職員数が48人未満であり、障害者の雇用義務の発生していない機関については、掲載していない。
- 6 佐世保市は、本年7月1日において、障害者の数は36人、実雇用率2.06%、不足数0人となっている。
- 7 壱岐市は、本年7月28日において、障害者の数は9人、実雇用率1.91%、不足数0人となっている。
- 8 長崎市は、本年11月11日に算定の基礎となる職員数2,688人、障害者の数は56人、実雇用率2.08%、不足数0人が確認された。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	認定年月日	みなされることとなる機関(B)
佐世保市	18.7.18	佐世保市教育委員会
西海市	18.7.18	西海市教育委員会
島原市	19.6.22	島原市教育委員会
南島原市	20.2.25	南島原市教育委員会

(4) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

機関名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	9,471.0	192.0	2.03	0.0	
長崎県教育委員会	9,037.0	182.0	2.01	0.0	
長崎市教育委員会	434.0	10.0	2.30	0.0	

- 注 1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 地方独立行政法人の状況(法定雇用率2.1%)

機関名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	369.5	7.0	1.89	0.0	
長崎県公立大学法人	190.5	4.0	2.10	0.0	
地方独立行政法人北松中央病院	179.0	3.0	1.68	0.0	

- 注 1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。